**平成２７年（再イ）第１４号**

名古屋市中川区百船町20番11号　宝黄金ハイツ207号

再生債務者　中島　利導

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月14日

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（再イ）第２２号**

北海道上川郡当麻町４条西３丁目20番16―202号

再生債務者　栗本　裕美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月15日　旭川地方裁判所民事部

**平成２７年（再イ）第５号**

三重県桑名市星見ヶ丘５丁目305番地　エバーハウス101号

再生債務者　加藤　成久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月15日　津地方裁判所四日市支部

**平成２７年（再イ）第１号**

山口市葵２丁目４番62号

再生債務者　岡崎　秀治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　意見聴取期間が経過した本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月15日　山口地方裁判所

## 型式適合認定に関する公示

**一般財団法人日本建築センター公示第型 164 号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第１項の規定により型式適合認定を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の３第１項の規定に基づき、認定を受けた型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類、認定年月日、認定を受けた者の氏名又は名称及び認定番号を次のとおり公示する。

平成27年５月28日

一般財団法人日本建築センター

理事長　松野　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成26年12月19日）

株式会社日本建築デザイン広報社

型01Aaba0680302　型01Aaba0700303
型01Aaba0720302　型01Aaba0740303
型01Aaba0760004　型01Aaba0780004
型01Aaca0670302　型01Aaca0690303
型01Aaca0710302　型01Aaca0730303
型01Aaca0750004　型01Aaca0770004

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成27年１月９日）

サンヨーホームズ株式会社

型01Abaa0080222　型01Abaa0080232
型01Abba0081523　型01Abba0081732
型01Abba0081733　型01Abca0081513
型01Abca0081622　型01Abca0081623
型01Abca0081732　型01Abca0081733
型01Abab0080222　型01Abab0080232
型01Abbb0080432　型01Abbb0080433
型01Abbb0080722　型01Abbb0080723
型01Abcb0080432　型01Abcb0080433
型01Abcb0081422　型01Abcb0081423
型01Abac0080222　型01Abac0080232
型01Abbc0080232　型01Abbc0081422
型01Abbc0081423　型01Abcc0081422
型01Abcc0081423

建築基準法施行令第136条の２の11第２号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成27年１月９日）

フジクリーン工業株式会社

型01Cad0a0054326　型01Cad0a0074327
型01Cad0a0104328　型01Cad0a0054323
型01Cad0a0074324　型01Cad0a0104325

建築基準法施行令第136条の２の11第２号に掲げる建築物の部分（認定年月日：平成27年１月15日）

大管工業株式会社

型01Caf0a1014345　型01Caf0a1014362
型01Caf0a1024346　型01Caf0a1024363
型01Caf0a1034347　型01Caf0a1034364
型01Caf0a1044348　型01Caf0a1044365
型01Caf0a1054349　型01Caf0a1064350
型01Caf0a1074351　型01Caf0a1084352
型01Caf0a1094353　型01Caf0a1104354
型01Caf0a1114355　型01Caf0a1124356
型01Caf0a1134357　型01Caf0a1144358
型01Caf0a1154359　型01Caf0a1164360
型01Caf0a1174361

## 厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて解散があったものとみなされましたので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　広島アルミ厚生年金基金

2．事務所の所在地　広島県広島市西区横川町三丁目６番３号

3．設立事業所の名称及び所在地　広島アルミニウム工業株式会社　広島県広島市西区横川町三丁目６番３号

4．解散の理由及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成25年改正法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下「改正前確定給付企業年金法」という。）第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた旨

改正前確定給付企業年金法第111条第３項の規定により、平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第２号の規定による解散の認可があったとみなされたことによる。

5．改正前確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日　平成27年４月１日

平成27年５月28日

広島県広島市西区横川町三丁目６番３号

広島アルミ厚生年金基金

理事長　田島　文治

## 厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２条の規定による改正前の確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた、同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　田島　文治

2．住所　広島県広島市西区横川町三丁目６番３号

平成27年５月28日

広島県広島市西区横川町三丁目６番３号

広島アルミ厚生年金基金

理事長　田島　文治

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢30～40歳代位の男性、身長173㎝、所持金品は現金106,631円、登山バック、テント、遺書等多数

上記の者は、平成27年５月１日午前９時41分、千葉県南房総市二部1091番地富山北峰展望台からロープを掛け、首を吊って死亡しているのを発見された。身元不明につき火葬に付し、遺骨は当市に保管しておりますので、お心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成27年５月28日

千葉県　南房総市長　石井　裕

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳代～70歳代位の男性

上記の者は、平成27年３月５日熊本市北区室園町12番10号朝日野総合病院南東方約75メートルの山中にて発見されました。死因は縊死。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市北区福祉課まで申し出てください。

平成27年５月28日

熊本県　熊本市長　大西　一史